

## 令和2年度三重県台湾交流ミッション派遣事業業務委託仕様書

### 1 事業の目的

三重県と台湾の交流促進のため、三重県及び県内関係者等によるミッション団を台湾に派遣する。その際に、現地での関係機関・企業への訪問等を円滑に行うために必要な行程管理や通訳及び専用車等の手配を委託することを目的とする。

### 2 委託業務の内容

(1) 委託業務名 令和2年度三重県台湾交流ミッション派遣事業業務委託

(2) 委託期間 契約日から令和2年7月3日(金)までとする。

(3) ミッション行程 別紙行程案のとおり

#### (4) 業務の内容

令和2年度三重県台湾交流ミッション派遣事業が円滑に遂行できるよう、次のアからサの業務を実施すること。

#### ア ミッション団派遣の企画・運営・管理 [ 行政団・次世代交流団共通 ]

行程においては、治安や衛生などに配慮し、参加者の安全が確保されること。

ミッション団参加者(行政団10~25名程度、次世代交流団10名程度を予定)の行程管理を適切かつ円滑に行うこと。(行政団は県職員及び市町職員等、次世代交流団は県内教育機関の教員及び県職員等で構成し、それぞれの行程は別紙行程案のとおり。)

実施にあたっては、台湾現地において、行程の管理を行う者(現地旅行会社等)による支援体制が講じられること。

現地の正確な情報を入手して行程の企画・運営・管理を行うこと。

#### イ 航空券の手配 [ 行政団のみ ]

下記の行程で、フライト案を提案すること。航空券代に加え、空港施設利用料、燃油サーチャージ、発券手数料等航空券に係る経費を含めること。

( 行程、便、人数は変更する場合がある。 )

行政団：Cクラス1名分、Yクラス1名分

[ 往路 ] 令和2年5月25日(月)

午前：中部国際空港発 昼：桃園国際空港着

[ 復路 ] 令和2年5月27日(水)

18時以降：台北松山空港発 同日中：羽田空港着

上記2名以外にも県職員が渡航する予定であるが、航空券は三重県が別途手配するため、当該航空券の手配及び経費は委託業務の対象外とする。

ウ 台湾高速鉄道の乗車券の手配〔行政団・次世代交流団共通〕

下記の行程で、台湾高速鉄道の乗車券を行政団4名分、次世代交流団4名分手配すること。発券手数料等乗車券に係る経費を含めること。

なお、詳細な便名等は、行政団及び次世代交流団の行程が固まり次第、高速鉄道の予約可能日前までに別途通知することとする。（人数は変更する場合がある。）

行政団（ビジネス席1名分、普通指定席3名分）

[令和2年5月26日（火）] 朝発：台北駅発 台南駅着  
[令和2年5月27日（水）] 昼発：台南駅発 台北駅着

次世代交流団（普通指定席4名分）

[令和2年5月25日（月）] 昼発：桃園駅発 台南駅着  
[令和2年5月27日（水）] 昼発：台南駅発 桃園駅着

エ 宿泊ホテルの手配〔行政団・次世代交流団共通〕

別紙行程（行政団・次世代交流団）に応じ、県職員の宿泊ホテル（シングルルーム、朝食付き）を手配し、その経費を見積もること。それぞれ宿泊先のホテル名も明記すること。

（ 宿泊日、場所、室数は変更する場合がある。）

行政団（行政団トップ：五ツ星クラス程度） 2名分

- ・令和2年5月25日（月）から1泊（台北） 2室
- ・令和2年5月26日（火）から1泊（台南） 2室

行政団トップ及び随行する県職員1名の宿泊ホテルにおいては、現地要人との夕食会をホテル内で開催することを想定し、夕食会場としてふさわしいレストランを有するホテルであり、安全性と交通利便性等を考慮し、五ツ星クラス程度（五ツ星を最高とする）とすること。

行政団（随行する県職員：三ツ星クラス程度） 2名分

- ・令和2年5月25日（月）から1泊（台北） 2室
- ・令和2年5月26日（火）から1泊（台南） 2室

行政団トップに随行する県職員2名の宿泊ホテルは、上記の宿泊ホテルから徒歩圏内で、安全性と交通利便性等を考慮し、三ツ星クラス程度（五ツ星を最高とする）のホテルを手配すること。上記の宿泊ホテルとの位置関係（距離、徒歩移動での所要時間）を明記すること。

原則として、行政団トップに随行する県職員2名が宿泊するホテルは、1室1泊あ

たり（朝食含む）7,250円以下とする。これを上回る金額のホテルを提案する場合は、その理由（安全性、交通利便性等）を明記すること。

次世代交流団（随行する県職員：三ツ星クラス程度） 3名分

・令和2年5月25日（月）から2泊（台南） 3室

次世代交流団の宿泊ホテルは、上記と同じ宿泊ホテルでなくとも良いこととする。

原則として、次世代交流団に随行する県職員が宿泊するホテルは、1室1泊あたり（朝食含む）7,250円以下とする。これを上回る金額のホテルを提案する場合は、その理由（安全性、交通利便性等）を明記すること。

#### オ 現地通訳の手配〔行政団のみ〕

別紙行程（行政団）に係る下記の期間中、行政団の各訪問先において逐次通訳が可能な通訳を1名手配すること。現地政府機関への表敬訪問、現地教育機関や企業等への視察を想定し、同種同等の業務で通訳実績のある高度な通訳能力がある者とし、面談時間が夜間となった場合も対応可能とすること。

また、交通費（行政団の専用車に同乗する部分を除く）や宿泊費、食費等、必要な諸経費を見積りに含めること。

令和2年5月25日（月）日本語中国語通訳（台北・新北市内：想定時間8時間）

令和2年5月26日（火）日本語中国語通訳（台南市内：想定時間12時間）

令和2年5月27日（水）日本語中国語通訳（台南市内：想定時間4時間）

令和2年5月27日（水）日本語中国語通訳（台北・新北市内：想定時間2時間）

#### カ 専用車両の手配〔行政団・次世代交流団共通〕

別紙行程（行政団・次世代交流団）に係る下記の期間中、各訪問先での移動のため、行政団及び次世代交流団に専用車を1台ずつ手配すること。有料道路通行料金や駐車料金等、必要な諸経費を見積りに含めること。

なお、専用車の手配にあたっては、下記について留意すること。

- ・人数分のスーツケース等の荷物が収納でき、車内に雨傘を人数分備え付けること。
- ・移動時間が夜間や深夜となった場合も、対応可能とすること。
- ・下記に示す乗車予定人数はミッション団参加者の想定人数であり、通訳、添乗員、現地ガイドは人数に含んでいない。なお、途中離団等により、行程ごとの乗車予定人数が異なるが、乗車予定人数に応じた車両をそれぞれ手配すること。
- ・訪問先との連絡調整やミッション参加者（県職員・市町職員等）の途中離団・途中合流等に柔軟に対応し、円滑な移動が行えるよう、日本語が分かる現地ガイドを帯同させること。なお、行政団の専用車につく現地ガイドは、通訳や添乗員が現地ガイドの役目を兼ねないこととする。

#### 〔行政団〕

令和2年5月25日（月）:

桃園国際空港 台北・新北市内 宿泊ホテル

( 想定時間 6 時間 : 20 名程度乗車予定 )

令和 2 年 5 月 26 日 ( 火 ) :

台南駅 ( 台湾高速鉄道 ) 台南市内 宿泊ホテル

( 想定時間 9 時間 : 20 名程度乗車予定 )

令和 2 年 5 月 27 日 ( 水 ) :

宿泊ホテル 台南市内 台南駅 ( 台湾高速鉄道 )

( 想定時間 5 時間 : 30 名程度乗車予定 )

台北駅 ( 台湾高速鉄道 ) 台北市内 松山国際空港

( 想定時間 2 時間 : 4 名程度乗車予定 )

5 月 27 日 ( 水 ) の台北市内の移動では、乗車予定人数が少ないことを考慮し、可能な場合は中型車を手配するなど、機動性を重視すること。

#### [ 次世代交流団 ]

令和 2 年 5 月 26 日 ( 火 ) :

宿泊ホテル 台南市内 宿泊ホテル

( 想定時間 10 時間 : 10 名程度乗車予定 )

#### キ 添乗員の手配 [ 行政団のみ ]

参加者の行程管理及び安全確保のため、添乗員を日本から行政団の行程に同行させること。添乗員は、日本語のほか英語または中国語での対応が可能な者とし、見積りには、交通費 ( 行政団の専用車に同乗する部分を除く ) や宿泊費、食費等、必要な諸経費を含めること。

#### ク モバイル WiFi ルーターの手配 [ 行政団・次世代交流団共通 ]

台湾滞在中、現地での移動の際などにもインターネットへの接続が可能となるよう、WiFi ルーター ( 4G LTE、容量無制限 ) 及びモバイルバッテリー ( 充電済 ) を 3 台手配すること。

#### ケ 食事の手配 [ 行政団・次世代交流団共通 ]

行政団及び次世代交流団の行程の中で必要となる昼食、夕食の必要人数分の食事の手配をすること。昼食、夕食場所の選定及び内容は三重県と十分に協議すること。

食事に係る行政団及び次世代交流団の費用については委託料に含まず、原則、帰国後、受託者が各参加者に請求し徴収すること。

#### コ 次世代交流団の旅行の手配 [ 次世代交流団のみ ]

本ミッションに次世代交流団として参加する県内教育機関の教員及び県職員等 ( 10 名程度 ) の旅行 ( 航空券、台湾高速鉄道、宿泊ホテル等 ) について、必要分の手配をすること。次世代交流団の行程管理のため、各種手配について、三重県と十分に協議すること。ただ

し、次世代交流団の手配に係る費用については、帰国後、受託者が各参加者に請求し徴収すること。

次世代交流団の参加者については、三重県が別途募集を行う（4月下旬申込〆切予定）。規模は10名程度を見込んでいるが、申込状況により変動することがある。また、参加者の一部については、途中離団や途中合流が生じる場合があるため、受注者はこれらの状況を確認し、必要な手配を行うこと。

三重県が受け付けた参加申込みについては、受託者に随時その情報を提供するので、受託者は各参加者に対し、希望する手配の内容を確認の上、手配申込みや支払い等について直接調整すること。

なお、次世代交流団の参加者の求めにより、エで手配する次世代交流団に随行する県職員と同じ宿泊ホテルを手配する場合は、エで手配した部屋の単価と同額とすること。

#### サ 実施報告書の作成 [行政団・次世代交流団共通]

本ミッション派遣事業の実施状況をまとめた報告書（様式任意）を作成し、三重県国際戦略課あて提出することとする。

なお、提出にあたっては、いずれも電子ファイル一式及び紙ベース2部を提出することとする。

#### 【特記事項：行政団・次世代交流団共通】

##### (1) エ、オ、カに関するキャンセル規定及び時間単価について

三重県と現地訪問先との今後の調整状況により、エ（宿泊ホテル）、オ（現地通訳）、カ（専用車及び現地ガイド）の手配内容等の変更を求める可能性があるが、その場合は変更契約の対象となるので、キャンセル規定（エ、オ、カ）及び1時間増減した場合の時間単価（オ、カ：1時間増の場合及び1時間減の場合の料金）について、それぞれ明記すること。

<記載例>

・キャンセル規定

「〇日前まで：無料、〇日前から〇日前まで：手配額の %」等

・時間単価

「1時間増につき + 円、1時間減につき - 円」等

##### (2) ミッションの中止にかかるキャンセル規定について

不測の事態によりミッションの実施を中止する場合があるので、ア～クそれぞれについて、その場合のキャンセル規定を明記すること。

<記載例>

「〇日前から〇日前まで：手配額の %」等

キャンセル規定及び時間単価等の明記が必要な業務

	特記事項(1)	特記事項(2)
ア ミッション団派遣の企画・運営・管理	-	それぞれの キャンセル規定
イ 航空券の手配	-	
ウ 台湾高速鉄道の乗車券の手配	-	
エ 宿泊ホテルの手配	キャンセル規定	
オ 現地通訳の手配	キャンセル規定	
	時間単価	
カ 専用車両(現地ガイド含む)の手配	キャンセル規定	
	時間単価	
キ 添乗員の手配	-	
ク モバイルWiFiルーターの手配	-	
ケ 食事の手配	-	-
コ 次世代交流団の旅行の手配	-	-
ク サ 実施報告書の作成	-	-

特記事項(2)における各種手配(イ～ク)以外の経費(労務費等)が発生する場合は、業務アで発生した費用とみなしてキャンセル規定を明記すること。

(5) 契約上限額

1,986,483円(消費税及び地方消費税(税率10%)を含む。)  
契約上限額を超える提案及び契約はできないものとする。

(6) 納品物

- ア 委託業務実施内容及び実施スケジュールを記載した「委託業務計画書」  
(原則としてA4版・両面印刷) 2部(提出時期:委託業務着手時)
- イ 2(4)サにかかる委託業務実施結果を記載した「委託業務実施報告書」  
(原則としてA4版・両面印刷) 2部(提出時期:委託業務終了後)
- ウ 2(4)ア～サにかかる成果物 各2部
- エ 紙媒体以外による実施の場合は写真等履行が確認できるもの 2部
- オ その他 実施内容説明に必要と思われる資料 各2部

(7) 納入場所

三重県津市広明町13番地 三重県雇用経済部国際戦略課国際調整班

(8) 納入期限

令和2年7月3日(金)

( 9 ) 業務実施上の条件

- ア 委託業務の実施にあたっては、実施内容を三重県と協議しながら進めるものとする。
- イ 上記の協議の結果、業務実施内容が変更となる場合がある。
- ウ 業務実施内容の変更の結果、委託金額の増減があった場合は、委託業務の額の変更契約を締結することがある。
- エ 委託期間内において、必要に応じて三重県との業務内容打ち合わせを実施し、業務の進捗状況及び今後の実施予定等を確認するものとする。
- オ 委託業務を円滑に推進するための実施体制として、旅行会社の専門知識を有する職員（総合旅行業務取扱管理者）を配置するものとする。
- カ 旅行商品の企画及び販売にあたっては、旅行業法等の法令を遵守するとともに、必要な運営管理を行うものとする。

( 10 ) 個人情報取扱に関する罰則事項

個人情報を取り扱う場合、委託を受けた事務に従事している者もしくは従事していたもの等に対して、個人情報の取扱いに係る関係法令に違反した場合には、罰則の適用があるので、留意すること。

( 11 ) 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

契約締結権者は、受注者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第 3 条又は第 4 条の規程により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することがきるものとする。

( 12 ) 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

ア 通報等の義務

受注者が契約の履行にあたって、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。

断固として不当介入を拒否すること。

警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。

発注所属に報告すること。

契約の履行において、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、発注所属と協議を行うこと。

イ 通報を怠った場合の措置

委託者は、受託者がア または の義務を怠ったときは「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第 7 条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じる。